

『国際私法年報』執筆要領

1. 原稿は、横書きとする。原稿の字数（表題、目次、脚注等を含んだ原稿全体の字数）の上限は、個別報告の依頼原稿および投稿原稿については2万字とし、その他の原稿については別途定める申し合わせに従って年報編集委員会が個別に定めることとする（欧文原稿については、和文の2文字を1単語に換算した単語数を用いて算定する）。字数は、マイクロソフト・ワードの文字カウントによって算定する。上限字数を超過した原稿は原則として受理しない。
2. A4で1-2頁位の欧文要旨を同時に提出する。タイトル・氏名・所属・地位の欧文表記も明記すること。
3. 本文の冒頭に表題、氏名（ふりがな）、所属・地位、目次を付す。
4. 章立ては、次のようにすることを原則とする。
はじめに
1. (1) (a) (i)
・・・
おわりに
5. 注は、最後にまとめて通し番号とする。
6. 数字は算用数字を原則とし、句読点は「,」 「。」とする。
7. 文献の引用は、原則として、『国際法外交雑誌』の執筆要領による。
『国際法外交雑誌』第101巻第4号124－127頁とその改訂版(同学会のウェブサイト <http://www.jsil.jp> に掲載)参照。
8. 原稿はマイクロソフト・ワードにより作成し、電子メールにそのファイルを添付して、編集委員会宛<nenpou@pilaj.jp>に提出すること。
9. 各原稿はレフェリーにかけることになるので、執筆者が投稿する原稿の脚注等におい

て執筆者自身による論文等を引用する場合、「拙著」等の記述を避け、執筆者自身の氏名が自動的に判明しないよう、配慮しなければならない。ただし、執筆の都合上、それが著しく困難なときは、この限りでない。

10. 原稿は、電子データ（レフェリー審査を円滑に行うためマイクロソフト・ワードその他の修正可能なデータとする。）の形で編集委員会宛<nenpou@pilaj.jp>に提出すること。

附則 この要領は、2012年5月13日から施行する。

附則（2024年6月8日理事会決定による改正）

この要領は、2024年6月8日から施行する。但し、2024年度研究大会における報告をもとにした原稿については、なお従前の例による。